

対象事業の一覧(吹田市環境影響評価条例施行規則 別表第1)

	事業の種類	要件
1	道路の建設	道路法第2条第1項に規定する道路又は道路運送法第2条第9項に規定する自動車道の新設又は改築事業(改築にあつては、車線の数の増加を伴うものに限る。)で、その新設又は改築後の車線の数が4以上で、かつ、その新設又は改築に係る区間の長さが1キロメートル以上のもの
2	鉄道又は軌道の建設	鉄道事業法による鉄道又は軌道法による軌道の新設又は改良事業(改良にあつては、線路の増設、駐車場の設置又は立体交差化を伴うものに限る。)
3	廃棄物処理施設の設置	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項に規定するごみ処理施設又は同法第15条第1項に規定する産業廃棄物処理施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る処理能力が1日当たり100トン以上のもの
4	終末処理場の建設	下水道法第2条第6号に掲げる終末処理場の新設事業
5	工場又は事業場の建設	製造業(物品の加工修理業を含む。)、ガス供給業又は熱供給業に係る工場又は事業場の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る敷地面積が9,000平方メートル以上のもの
6	住宅団地の建設	一団の土地に集団的に建設される住宅及びそれに伴う公園等の附帯施設の新設事業で、その一団の土地の面積が3ヘクタール以上のもの
7	土地区画整理事業	土地区画整理法第2条第1項に規定する土地区画整理事業で、その施行地区の面積が10ヘクタール以上のもの
8	市街地再開発事業	都市再開発法第2条第1号に掲げる市街地再開発事業で、その施行区域の面積が3ヘクタール以上のもの
9	流通業務団地造成事業	流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項に規定する流通業務団地造成事業で、その施行区域の面積が10ヘクタール以上のもの
10	駐車場の建設	道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る駐車台数が500台以上のもの
11	大規模小売店舗の建設	大規模小売店舗立地法第2条第2項に規定する大規模小売店舗の新設又は増設事業で、その新設又は増設に係る建物の延べ面積(住居の用に供する部分の面積を除く。)が5,000平方メートル以上のもの
12	高層建築物の建築	建築基準法第2条第1号に掲げる建築物の新築事業で、その建築物の高さが60メートル以上のもの
13	開発行為を伴う事業 (上記のいずれかに該当するものを除く。)	都市計画法第4条第12項に規定する開発行為を伴う事業で、その開発区域の面積が3ヘクタール以上のもの
14	その他の事業	前各項に定めるもののほか、これらと同程度に環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるものとして、市長が認める事業